

## 第 60 会期 (1982)

### 一般的意見 9 : 第 10 条 (自由を奪われた人の人道的な取扱い)

[一般的意見 9 は一般的意見 21 に置き換えられた]

1. 規約第 10 条第 1 項は、自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる、と定める。しかし、締約国の提出するすべての報告に本条項がどのように実施されているのかについての情報が含まれていないとは決していえない。委員会は、締約国の報告には、この権利を保護するためにとった法的措置に関する具体的な情報を含むことが望ましいと考える。委員会はまた、報告は第 1 項が要求する自由の奪われたすべての者の人道的取扱いと人間の尊厳性の尊重に関する、国内法の強制力ある(mandatory) 実施を監視するために権限のある国家機関によってとられた具体的な措置を示すべきである、と考える。

委員会は、本条第 1 項が一般的に自由の奪われた者に適用されるのに対し、第 2 項が有罪の判決を受けた者と区別される被告人 *accused persons* を扱い、第 3 項が有罪の判決を受けた者のみを扱うことに、特に留意する。この構成は、報告において反映されていないことが極めて多く、被告人と有罪の判決を受けた者が主に報告で扱われてきたのである。第 1 項の表現、その文脈、特に、自由のあらゆる剥奪をも扱う第 9 条第 1 項との近似性 (proximity) 及びその目的は、この規定で表明された原則の幅広い適用を支持する。さらに、委員会は、本条が自由を奪われたすべての者の取扱いに関して第 7 条を補完するものであることを想起する。

自由を奪われたすべての者の人道的取扱い及び尊厳性の尊重は、普遍的な適用性のある基本的基準であり、物的資源に全面的に依存することはできない。委員会は、他の側面からみれば抑留の形態及び条件が利用可能な資源により変わり得るということは認識しているが、その一方で、それらは、第 2 条第 1 項が要求するように、常に差別なく適用されなければならないのである。

刑務所のみならず、例えば、病院、仮収容所 (detention camp) 又は矯正施設など、人がその意に反して合法的に抑留されるあらゆる施設について、この原則を遵守する最終的な責任は、国に存する。

2. 本条第 2 項(a)は、例外的な事情がある場合を除き、被告人は、他有罪の判決を受けた者とは分離されるものとし、有罪の判決を受けていない者としての地位に相応する別個の取扱いを受ける、と定める。いくつかの報告は、規約のこの直接の要求に適切な注意を払うことを怠り、その結果、被告人の取扱いが有罪の判決を受けた者の取扱いとどのように異なっているのかについて十分な情報を提出することができていない。そのような情報は、今後の報告に含められるべ

きである。

本条第2項(b)は、特に、少年の被告人が成人と分離されなければならないことを要請する。多数の国がこのことは規約の無条件の要求であるという事実に十分注意を払っていないことを、報告にある情報は示している。規約条文から明らかかなように、締約国が第2項(b)の義務から逸脱 (deviation) することは、いかなる考慮によっても正当化できないというのが、委員会の見解である。

3. 本条第3項に関して報告に記載されている情報には、例えば、教育、職業訓練及び有益な作業により被拘禁者の矯正と社会復帰を促進する、立法的若しくは行政的措置又は実際にとられた措置のいずれについての具体的な言及がない場合が多数ある。特に家族との訪問(visits)を認めることは、通常、人道上の理由から必要とされる措置でもある。また、成人から分離され、かつその年齢及び法的地位に応じた取扱いを受けなければならない少年の犯罪者に関する情報についても、一部の国の報告には同様の欠落が見られる。

4. 委員会は更に、第1項で定める人道的な取扱い及び人間の尊厳性の尊重に関する原則が、本条第2項及び第3項に定める刑事裁判 (criminal justice) の分野における国家のより特定のかつ限定的な義務の基礎になっていることに留意する。有罪の判決を受けたものからの被告人の分離は、同時に第14条第2項で述べられた無罪の推定によって保護される有罪の判決を受けていない者としての地位を強調するために必要である。これらの規定の狙いは、言及されている集団 (groups) を保護することであり、そこに含まれる要求は、その観点から理解されるべきである。したがって、例えば、少年の犯罪者の分離と取扱いは、その矯正と社会復帰を促進するような形でなされるべきである。